

生活困窮者自立支援制度の動向と今後について

令和5年度 人材育成（都道府県研修等）・自治体の体制整備にかかる担当者研修（後期）

令和6年1月30日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
生活困窮者自立支援室
就労支援専門官 鈴木 由美

- **次年度以降の生活困窮者自立支援制度
従事者養成研修について
～現在検討中のものも含まれます～**

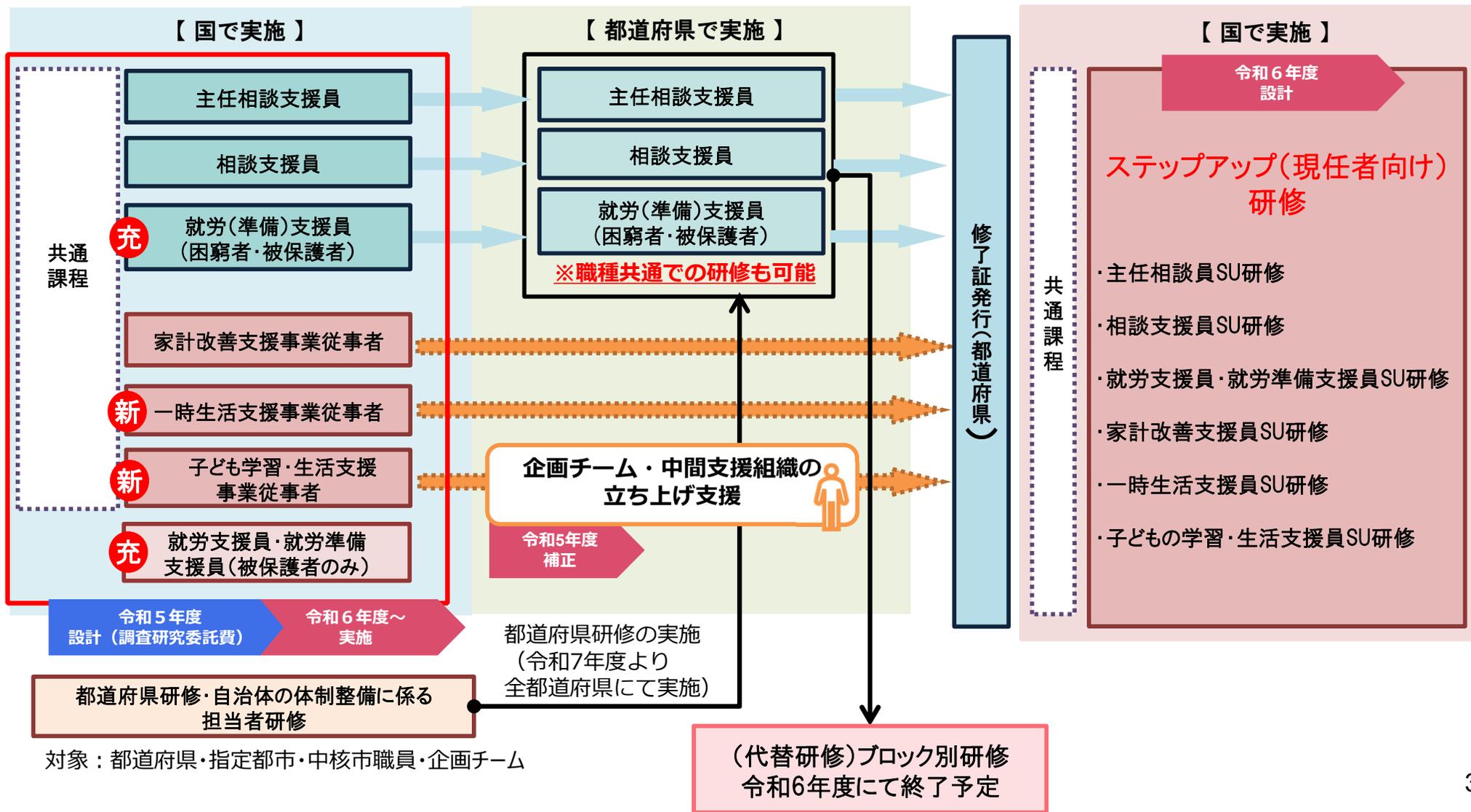
1 生活困窮者自立支援制度の新たな研修体系について（案）

生活困窮者自立支援制度の支援員が目指すべきキャリアラダーの構築

令和6年度
設計

初任者向け研修

現任者向け研修



2 令和6年度以後、研修全体の実施目的・基本方針（案）

【研修の実施目的】 ※ステップアップ研修まで含む
生活困窮者自立支援制度における高度な専門人材を養成する研修を実施する。

【初任者研修の基本方針】

・支援員が「誰に対して、何のために、何をするのか」を理解する。

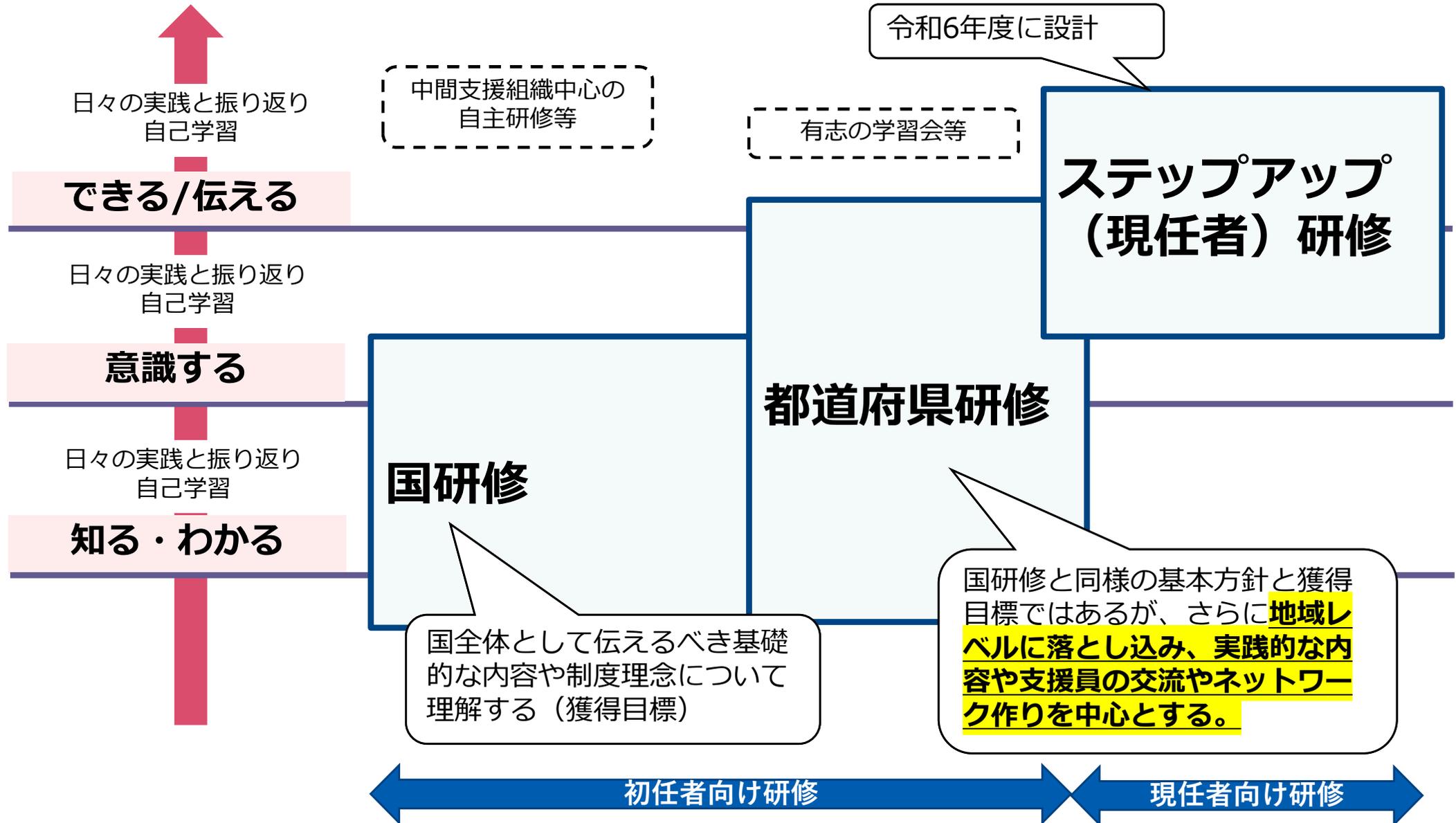
【初任者研修全体の獲得目標】

- ①制度の歴史変遷、意義や理念、支援員の倫理と基本姿勢、支援のかたちについて理解する。
- ②常に謙虚に、自分自身の価値観、支援員としての倫理観を見直し続けることができるよう、日頃から意識できるようにする。
- ③生活困窮者の対象像やその背景（冰山モデルや時代の影響）について理解する。
- ④制度の各事業についての基本的な支援プロセスやそれぞれの事業の意義や基礎的な手法、関連施策について学ぶ。
- ⑤多様な組織や人、地域と関わることの意義や効果を理解する。

※都道府県研修は上記の目標を地域レベルに落とし込む形でプログラムを策定するものとする。

3 研修の構造（案）

自らの実践や制度について、地域や圏域、全国に向けて発信することができる次世代につなげていく人材へ。



修了証要件を満たすための都道府県研修の要件 ～変更はありません～

都道府県担当者
研修資料より

1. 参加型研修の形式を取り入れること

○座学中心の研修ではなく、事例検討やグループワーク、意見交換会等、受講者同士の交流を図ることが出来る参加型研修を導入することで、支援員同士の横のつながりを生み、「困った時に相談し合える」関係性を構築することが望まれる。

2. 研修企画チームをつくり企画・立案すること

○現場の支援員とともに検討することによって、現場の実情に沿ったテーマが提案されたり、参加型研修が円滑に進むことが期待できる。また、研修企画チームを中心に、研修実施協力者を募っていくプロセスそのものが、「地域づくり」につながっていく。

3. 制度の理念と基本姿勢を伝えること

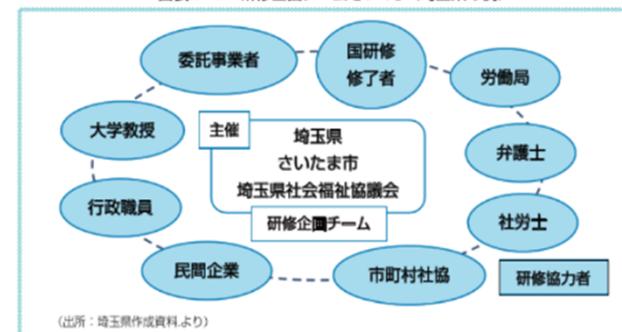
○研修を通して、支援員が制度の理念や基本姿勢を再確認できる機会を提供する。

4. 開催時間は計10.5時間以上の開催とする

○複数回に分けて開催することも可。

⇒複数回に分けて開催することで、受講者同士の継続的な交流を図り、ネットワーク構築を円滑にする効果も期待される。

図表2-8 研修企画チームをつくる（埼玉県の例）



(参考) 「都道府県研修実施のための手引き」から引用

【お役立ち情報】

みずほ情報総研株式会社による、令和元年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための手引」及び「生活困窮者自立相談支援事業における都道府県研修実施のための標準カリキュラム（2020年版）」…研修の理念、考え方～運営方法～参加型研修の手法等々網羅されています！

参照先

<https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/r01konkyu2019.html>

研修運営や企画に関する映像教材や
モデルカリキュラムを作成予定です！

(参考) 都道府県研修の目的 ～企画チームや中間支援組織の重要性・きっかけとしての研修～

都道府県担当者
研修資料より

支援員の顔の見える関係性をつくり、互いに支え合うネットワークを構築する

広域的な支援者ネットワーク (例)

- ※ 都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は省略。
- ※ 令和4年1月現在、厚生労働省において把握しているものを掲載。

- 道央圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会
- ◎続・後方支援プロジェクト

- ◎生活困窮者自立支援事業
情報連絡会議・検討会議 (岐阜県)
- ◎一般社団法人 アルファLink

- 就業支援団体連絡会 (阪神地域)

- ◎香川おもいやりネットワーク

- ◎福岡県困窮者支援ネットワーク
みんなネット

- 大分県生活困窮者就労支援協
議会



・生活困窮者支援において現場の支援員の負担は大きく、支援員のバーンアウトを防ぐ取組の必要性が指摘されている。

・都道府県研修を通じて、県内支援員同士が顔の見える関係性をつくり、互いの支え合うネットワーク構築の機会、地域づくりのきっかけとしての役割も期待される。

(参考) 「都道府県研修実施のための手引き」から引用

ご活用ください！

令和5年度補正予算 1.0億円

社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室
(内線2290)

施策名:生活困窮者支援都道府県研修実施体制等整備加速化事業

① 施策の目的

生活困窮者自立相談支援事業等に従事する支援員の支援活動が増加・高度化しており、支援員へのメンタルケアや支援スキルを向上する必要性が高まっている。そのため、各地域における効果的な支援手法の共有や研修会の実施を担う研修企画チームや中間支援組織の立ち上げ支援を加速化する。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げに必要な支援を行い、日常的に支援者同士の情報共有を目的とした会合や研修を実施できる体制を構築する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

都道府県における研修企画チーム・中間支援組織の立ち上げを支援(補助)

<補助対象事業>

- 研修企画チームや中間支援組織の立ち上げ準備会を設置するための経費
- 中間支援組織等の立ち上げに向けた支援者同士を繋ぐネットワーク会議の企画・開催に係る経費。
- 中間支援組織等の運営に向けたノウハウや事例の収集・共有、支援員のメンタルケアに関する手法の検討・体制の確保に係る経費
- 支援員の資質向上のための研修会の開催に向けた準備やモデル実施に係る経費
- 上記に付随する機器等の整備や事務局等の設置、運営の安定化に係る経費

広域的な支援者ネットワーク(例)

※ 都道府県研修を通じて事例検討等を行っている例は省略。
 ※ 令和4年1月現在、厚生労働省において把握しているものを掲載。



(凡例)
 ○: 分野を特定しない支援者ネットワーク
 ○: 自立相談支援機関のネットワーク
 ●: 就労支援のネットワーク

会費制により活動している千葉県などの例はあるものの、多くはボランティアな活動による運営となっており、活動基盤が脆弱かつ継続的な活動が困難。



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

支援者への支援を早期に実施することにより、複雑・困難な課題を抱える生活困窮者の経済的自立や社会生活自立が図られる。

令和6年度当初予算案 33百万円（一億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援制度における人材養成研修は、現在、初任者向けの研修のみ実施されている。中間まとめ（※）においては「支援を担う人材の質を向上させるため、現任者向けのステップアップ研修」の創設について求められている。
- このため、経験年数ごとに体系化されたキャリアラダー及び現任者向けのステップアップ研修のカリキュラム作成をすることにより、支援員の資質向上を図る。

※ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」（令和4年12月20日）

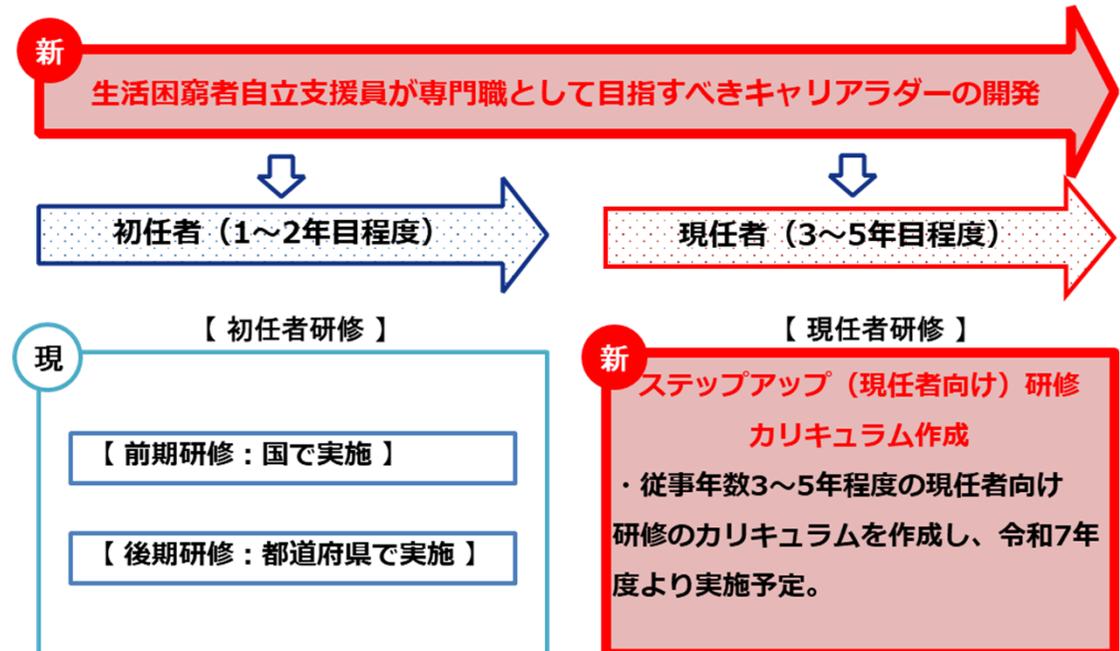
2 事業の概要・スキーム

【概要】

- ① 専門人材の育成のため、経験年数に応じたスキルの設定を行い、体系的なキャリアラダーを開発
- ② 上記キャリアラダーに応じ、ステップアップ（現任者向け）研修のカリキュラムを作成

<実施例>

- ・SV研修・アウトリーチ型支援研修
- ・コーチング等部下育成のための研修



3 実施主体等

実施主体：国（委託費）

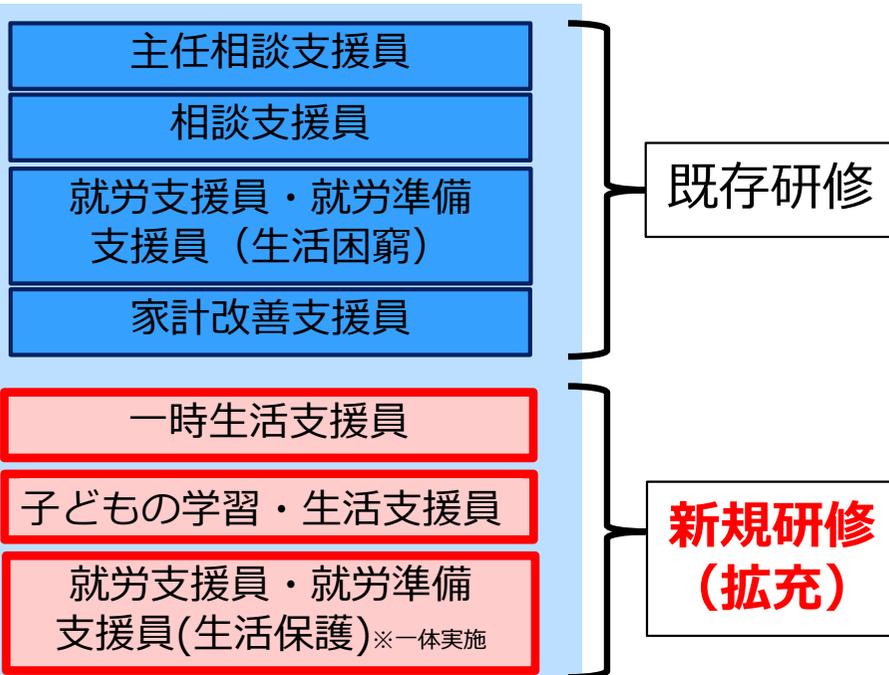
令和6年度当初予算案 **83**百万円 (67百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 社会保障審議会の「中間まとめ」(※)において、一時生活支援事業や子どもの学習・生活支援事業の従事者を対象とする研修を新たに設けることが求められている。
 - また、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度については、制度間の連携を進めていくことが必要とされている。
 - このため、被保護者に係る就労支援員・就労準備支援員研修についても一体的に実施することにより、生活困窮者自立支援制度における支援の質の向上及び生活保護制度との切れ目のない支援を推進する。
- ※ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)

2 事業の概要・スキーム

国で実施する人材養成研修



新規研修のカリキュラム案

一時生活支援事業従事者養成研修カリキュラム案	子どもの学習・生活支援事業従事者養成研修カリキュラム案
制度・事業概要	制度・事業概要
居住支援の必要性	子どもの貧困の実情と背景
「一時生活支援事業」の理念と現状について	子どもや保護者に対する理解
「シェルター事業」における支援の特徴	事業の運営について
アフターフォローと地域連携について	支援現場であがる課題

※生活困窮者自立支援制度カリキュラム検討会(R5社会福祉推進事業)において検討中の案

3 実施主体等

実施主体：国(委託費)

令和6年度当初予算案 57百万円 (57百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業等の任意事業については、事業立ち上げを希望する自治体に対して、国から専門スタッフを派遣するコンサルティング事業を実施し、実施自治体数の増加を図っている。社会保障審議会の中間まとめ(※1)では、全国どこでも必要な支援を受けられるようにしていくことと述べられていることから、任意事業の立ち上げに向けた支援の充実を図る。
- これを踏まえ、コンサルティング事業において、新たに、任意事業の実施予定がない自治体から「重点支援自治体」を選定し伴走型の重点的な支援を行うことで、事業立ち上げに向けた環境整備を図る(※2)。

(※1) 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における「中間まとめ」(令和4年12月20日)

(※2) 事業の単独実施が困難な小規模自治体等については、広域実施に係る専門スタッフを派遣し、都道府県や他市町村との広域実施に向けた支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

<対象自治体>
(従来)

- ① 専門スタッフの派遣を希望する自治体



(令和6年度以降)

- ① 専門スタッフの派遣を希望する自治体
- ② **重点支援自治体(国で選定)【新規】**

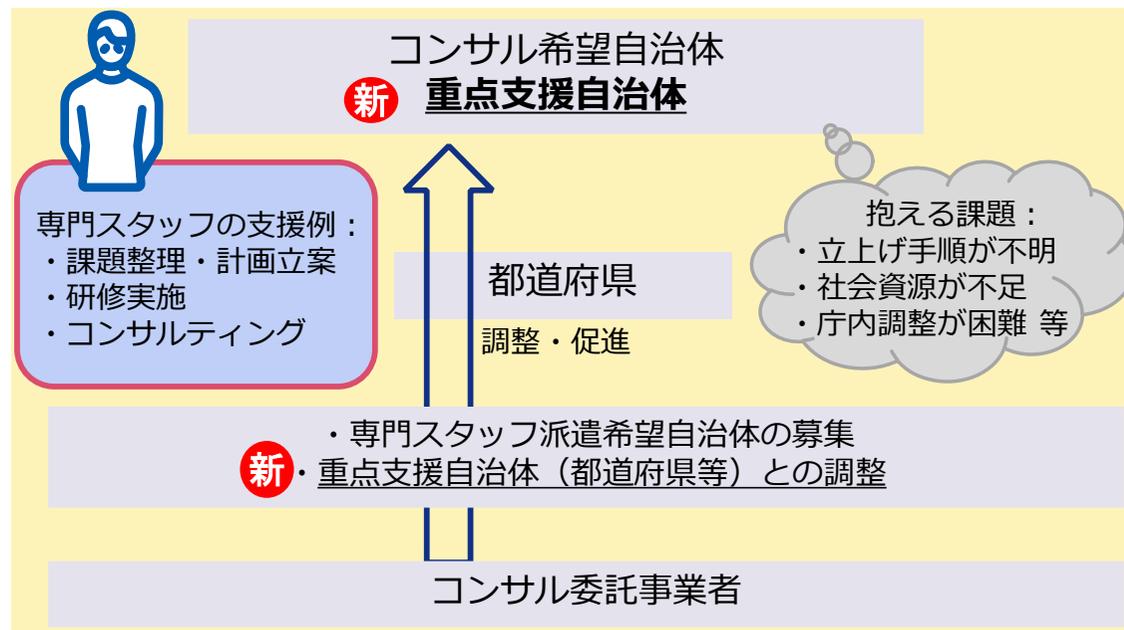
※国が一定の基準に基づき選定(都道府県を通じて調整)

<事業内容>

- 1) 課題の把握・整理、コンサルティングプランの作成
- 2) コンサルティング、研修等の実施
- 3) 事業立ち上げに向けた計画作成の支援(都道府県・市町村)

※重点支援自治体には、従来よりも派遣回数を増やすなど、より充実した支援を実施。

※広域実施に向けた支援が必要と認められた自治体に対して、広域実施に係る専門スタッフを派遣【新規】



3 実施主体等

実施主体：国(委託費)

- **生活困窮者自立支援制度改革について**

生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しの枠組み

生活困窮者自立支援

生活保護

見直し規定

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）附則第8条（※）に基づく検討

（※）政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

検討の場

論点整理検討会（計4回）
ワーキンググループ（計7回）
令和4年4月とりまとめ

議論の共有
連携

国と地方の実務者協議（計6回）
令和4年4月とりまとめ

令和4年
6月以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論

- 社会福祉の共通理念である「地域共生社会」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から議論を実施し、**令和4年12月にこれまでの主な議論を「中間まとめ」として整理。**
- 今後、法制上の措置等が必要な事項は制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応。

令和5年9月より、審議会における議論を再開・議論継続中

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_443308.html



新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で見られた相談者層の多様化・相談内容の複雑化等や、単身高齢者世帯の更なる増加等の今後の見通しを踏まえ、これらの課題にも適切に対応できるよう、住宅確保要配慮者への切れ目のない支援体制の構築や子どもの貧困対策等をはじめとする、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しを実現すべきである。

○居住支援について

現状・課題

- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。
- 住宅確保要配慮者は、住宅に困っているだけでなく、複合的な課題を抱えている場合も多い。
住まいの確保等に関する相談支援から緊急一時的な居所の確保、転居時、住まいが定まった後、退居時の支援まで、切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要。
- 無料低額宿泊所について、事前届出制を導入し、規制を実施しているが、無届の施設もある。
- 救護施設等については、入所者が抱える様々な生活課題に柔軟に対応し、可能な方については地域移行を更に推進することが重要。

見直しの方向性

- 生活困窮者自立相談支援事業（困窮法）における住まい支援の明確化、重層的支援体制整備事業（社福法）における多機関協働や居住支援の活用が必要。
- 居住支援法人等が見守り等のサポートを行う住宅の仕組みの構築に向け、関係省庁が連携して検討を進めることが必要。
- サポートを行う住宅に被保護者が入居する場合の住宅扶助（家賃）については、代理納付の原則化の検討を進めることが必要。
- 生活困窮者一時生活支援事業を実施するよう努めるものとするとともに、同事業におけるシェルターにおいて緊急一時的な居所確保の支援を行うこと、見守り等の支援（地域居住支援事業）の支援期間が1年を超える場合の状況に応じた柔軟な活用等が必要。
- 生活困窮者住居確保給付金について、新たに転居費用を補助することにより、安定的な居住に繋げることが必要。
- 無料低額宿泊所について、届出義務違反への罰則や、無届疑い施設に関する保護の実施機関から都道府県への通知の仕組みが必要。
- 福祉事務所と情報共有を図りつつ、救護施設等の入所者ごとの個別支援計画の作成を制度化する等の対応が必要。

見直しの必要性

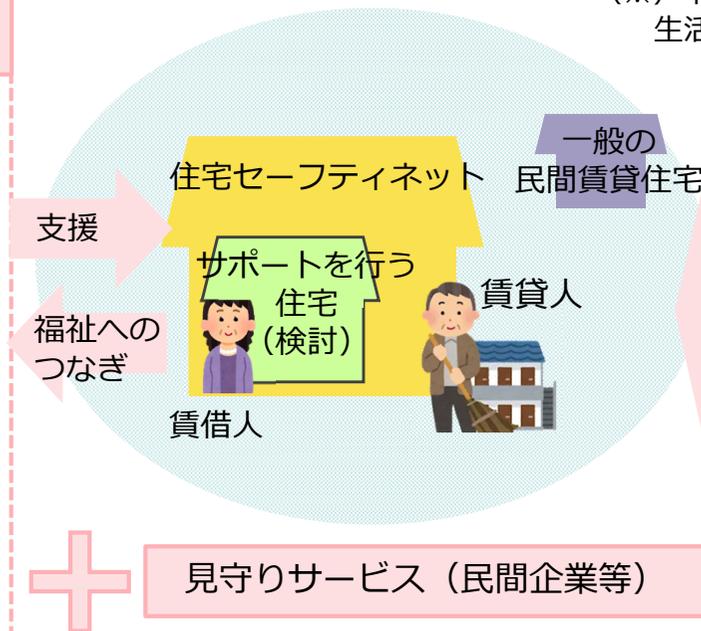
- 単身高齢者世帯の更なる増加、持ち家比率の低下等、住まい支援のニーズは今後ますます高まることが想定される。このため、高齢者や低額所得者などの住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居して安心して生活できるよう、賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境を整備するとともに、相談からの切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要。

見直しの方向性（案）

- 国土交通省等と連携し、都道府県・市町村の住宅部局・福祉部局等と、地域の関係者による「住まい支援」の体制整備を全国的に推進するとともに、地域の実情に応じて、①総合的な相談支援、②入居前から入居中、退居時（死亡時）の支援、③住まいに関する地域資源開発・環境整備を推進する。
- このため、生活困窮者自立支援制度・生活保護制度等（※）において、以下の見直しを行う方向で検討を進める。

- ・ 総合的な相談支援
- ・ 入居時から入居中、退居時までの一貫した生活支援

- 自立相談支援事業の住まい相談機能の明確化、居住支援協議会や居住支援法人との連携強化
- 地域居住支援事業や重層的支援体制整備事業による居住支援
 - ✓ シェルター事業及び地域居住支援事業のうち必要な事業の実施の**努力義務化**
 - ✓ 地域居住支援事業の**利用期間の柔軟な対応**
 - ✓ 重層的支援体制整備事業での**多機関協働の活用**
- 住居確保給付金において、家賃相当額に加え、家賃が低廉な住宅への**転居費用を補助**
- 居住支援法人等が緩やかな見守りなどのサポートを行う住宅の仕組みの構築
- 居住支援協議会設置の促進



（※）下図には生活困窮者自立支援制度や生活保護制度以外による対応を含む。

賃貸人（大家）が住宅を提供しやすい市場環境整備

- サポートを行う住宅における生活保護受給者への住宅扶助（家賃）の代理納付を原則化
- 居住支援法人等が緩やかな見守りなどのサポートを行う住宅の仕組みの構築（再掲）
- 残置物処理等の負担軽減
- 居住支援協議会設置の促進（再掲） など

住まいに関する地域資源開発・環境整備

- 緊急一時的な居所確保を行う場合のシェルター事業の加算の創設
- 居住支援協議会設置の促進（再掲）、福祉関係者の参画推進

- 都道府県・市町村が策定する地域福祉（支援）計画と賃貸住宅供給促進計画の調和の促進
- 無料低額宿泊所に係る**事前届出の実効性を確保**する方策（届出義務違反の罰則等、無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の保護の実施機関から都道府県への通知の努力義務化）

○子どもの貧困への対応

現状・課題

- 生活困窮者自立支援制度、生活保護制度において、引き続き子どもの貧困対策を進めていくことが必要。
- 生活保護受給中の子育て世帯には必要な情報や支援が届きにくく、支援の場に来ない世帯等、より個別支援を行う必要性が高い。
- 生活保護受給世帯の子どもが、本人の希望を踏まえて高等学校卒業後就職することも重要であるが、就職する際の新生活の立ち上げ費用の支援の仕組みがない。

見直しの方向性

- **子どもの学習・生活支援事業について、生活支援を学習支援と一体的に行うよう求める方向で検討することが必要。**
- 生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により学習・生活環境の改善、進路選択等に関する相談・助言を行うことができる事業を創設することが必要。
- 高等学校卒業後に就職する際の新生活の立ち上げ費用に対する支援として、一時金を支給することが必要。

○医療扶助、被保護者健康管理支援事業の適正実施等

現状・課題

- 医療扶助及び被保護者健康管理支援事業の適切な実施に向け、データによる課題分析・事業評価などPDCAサイクルを用いた効果的な運営を進めていくことが重要。

見直しの方向性

- **都道府県が地域別にデータ・課題分析及び評価を実施し、優先的に取り組む課題と取組目標の設定を行うとともに、市町村の取組に対する支援を行うよう努める**ことが必要。
- 国による、**データ提供・分析等に係る体制整備の支援**が必要。

○自立相談支援等の強化について

現状・課題

- 生活困窮者や被保護者が抱えている課題は多様化・複雑化、自立相談支援機関やケースワーカーが単独で対応方針を検討するのが困難なケースも多数存在。
- 対応困難ケースに関係機関等が連携して対応する体制を整備するとともに、地域の支援体制を検討する枠組みが重要。

見直しの方向性

- 生活困窮者自立支援法の支援会議の設置を推進するため、その設置を努力義務化することが必要。
- 生活保護制度において、ケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとして会議体を設置できるよう法定化することが必要。

○就労支援及び家計改善支援の強化・生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携

現状・課題

- 困窮状態からの脱却には、収入・支出両面からの生活の安定が必要不可欠である一方、直ちに一般就労することが困難な者や、家計の改善を必要とする者も多く存在。
- 全国どこに住んでいても、就労準備支援や家計改善支援について必要な支援を受けることができる体制の整備が重要。
- 生活困窮制度と保護制度の間を移行する者も一定数いる中で、本人への切れ目のない連続的な支援が課題。
- 生活困窮者が就労準備支援事業の利用につながらない背景に、交通費負担が困難であることが挙げられる。
- 被保護者の就労による自立を支援する就労自立給付金の算定方法について、就労開始時点等から早期に保護を必要としなくなる者に対する給付額が少なめになる課題。

見直しの方向性

- 生活困窮者就労準備支援事業・家計改善支援事業を必須事業化しないとしても、効果的かつ効率的に実施されるよう、国による自治体の支援や広域連携等の環境整備により、全国的な実施を目指すことが必要。
- 被保護世帯向けの就労準備支援、家計改善支援、居住支援について法定化して、より幅広い自治体での実施を促すことが必要。
- 生活困窮者向け事業を被保護者に対しても実施することを可能とすることについて検討が必要。
- 両制度で連携して研修を実施するなどにより、両制度の関係者同士で相互理解を深めることが必要。
- 生活困窮者就労準備支援事業の利用時の交通費負担軽減の仕組みについて検討することが必要。
- 就労自立給付金の算定方法について、就労期間に応じてメリハリを付ける見直しを行う方向で検討することが必要。

支援のヒント、最新情報等はこちらもご参照ください！

生活困窮者自立支援制度ニュースレター

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者向けに、各自治体の取組や制度の最新情報など、取組・支援の参考となる情報をお届けするニュースレターを発行しています。

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
令和5年12月18日 第42号
編集 厚生労働省 社会・援護局
地域福祉課
生活困窮者自立支援室

スキマ時間のおとも！ ヒントが見つかる
生活困窮者自立支援制度ニュースレター

子ども特集号 42号

【この号の内容】

1. 子ども特集

- ◆ 生活困窮世帯の子どもへの施策
- ◆ インタビュー！～東京都足立区の取組～
- ◆ 子ども家庭庁からのお知らせ～受験料・模試費用の支援、はじめます～
- ◆ 自治体短信～埼玉県のアスポート学習支援の取組について～
- ◆ 子ども施策との連携について
- ◆ 室員紹介

2. お知らせ・ご報告

- ◆ 全国研究交流大会が開催されました！
- ◆ 社会保障審議会（部会）のご報告
- ◆ 居住支援検討会のご報告
- ◆ 補正予算のご案内
- ◆ 年末年始に関するお願い
- ◆ 緊急小口資金等の特例貸付について
- ◆ ブロック会議を開催しました！
- ◆ ひきこもりVOICE STATION フェスに参加しませんか？
- ◆ ～編集後記～

1. 子ども特集
生活困窮世帯の子どもへの施策

困窮者支援情報共有サイト ～みんなつながるネットワーク～

生活困窮者自立支援制度の担当自治体職員・支援者等向けに、制度情報や研修の教材などを集約したウェブページです。支援員専用ページには、支援員同士が情報交換できるコーナーもあります。

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
困窮者支援情報共有サイト ～みんなつながるネットワーク～

運営事務局 > 当サイトの利用について

キーワード検索

当サイトについて 知りたい 参加したい 調べたい 学びたい

厚生労働省

生活困窮者自立支援制度について、「どのような制度なのか」「どのような支援があるのか」「どのように支援に取り組みたいのか」などの情報をトータルに集めたサイトです。

◎ サイトの種類を見る

～みんなつながるネットワーク～

困窮者支援情報共有サイト

バックナンバーはこちら👉

▲最新号

厚生労働省HP 「自治体担当者の方へ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>



<https://minna-tunagaru.jp/>

